



今年5月・税通知書にマイナンバー

情報漏えいリスクの拡大！

今年5月に、市区町村から企業や団体に郵送される市町村民税・道府県民税の「特別徴収税額の決定・変更通知書」に従業員のうち住民税を天引き（特別徴収）されている全員の個人番号（マイナンバー）が、居住する市区町村から勝手に勤務先に「通知」されます。個人番号の提示を拒否している人の分も含まれます。

昨年12月議会に、浦安市からの通知書に記載しないよう求めた一般質問の内容を報告致します。

個人番号（マイナンバー）カード トラブル続き

社会保障・税番号制度（マイナンバー）は、日本に住民票をもつ赤ちゃんからお年寄り、在日外国人まで、住民登録している約1億2000万人すべてに12桁の番号を割り振り、国が個人情報管理し、税や社会保障の手続きなどで使わせようという仕組みですが、プライバシーの保護、個人情報保護への不安からマイナンバーカード発行数が対象者の10%程度にとどまっています。

日本共産党は、マイナンバー制度の廃止を求めています。

マイナンバー記載なくても 市民に不利益は生じない

個人番号を利用する市の事務は市の賦課・徴収や国民健康保険に関する事務など23の事務があり、個人番号を記入する申請書等は111種類、法人番号を記入する申請書等は23種類にもなります。

記載が必要とされている市の書類に、個人番号の記載がされなかった場合、市民に行政上の不利益が生じるのかどうかの質問に、総務部長は、記載が困難な場合「指定された職員が住民

基本台帳からその申請者等の個人番号を確認し、事務を進め、市民に不利益が生じないようにしている」と答え、個人番号の記載が無くても何ら不都合が生じないことがわかりました。

安全管理体制 個人事業所の実態把握せず

個人情報保護法では、保管管理にパソコンを使っている場合はネットに接続をしてはいけないことになっています。その理由は、ハッカーによる情報漏洩を防ぐためです。そして、個人番号が記載されているものは金庫などに保管しなければなりません。

そのため、会計事務所や税理事務所書類を預ける個人事業所もあります。

浦安市も毎年5月に、給与所得にかかわる市民税・県民税の「特別徴収税額の決定・変更通知書」を企業・団体へ郵送しています。

2017年度の税額決定通知書から個人番号を記載することとなつていくのに浦安市内の個人事業者の管理実態について、市は把握していないこともわかりました。

個人事業者の中には、管理しきれないと判断して従業員の個人番号を収集せず、安全管理体制がない場合もあります。

週刊

市議会報告

日本共産党

2017年3月13日

第1407号

【発行】

日本共産党
浦安市議団

☎ & FAX

350-1243



市議会議員
元木美奈子

入船 4-37-14
☎355-8526
minamotonton@
jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢麻里

北栄 2-3-16-203
☎354-9269
m5mise@jcom.
home.ne.jp

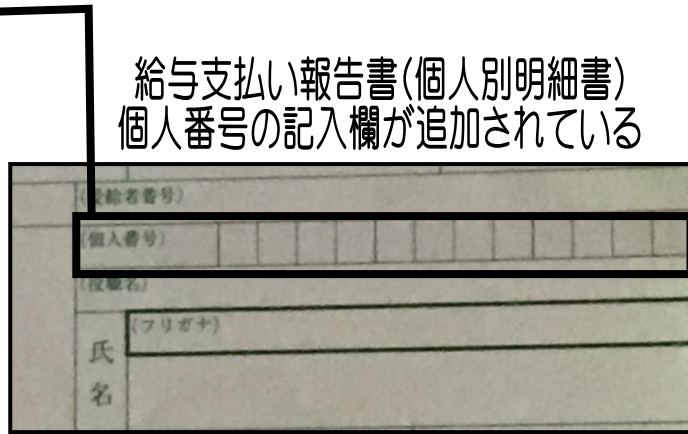
不記載の自治体も

安全管理体制、不明確な事業所へも送付？

日本共産党は、実態を確認せずに個人番号を通知することは漏洩の危険があることから、個人番号を記載せずにアスタリスク(*)で対応を検討している自治体の例を挙げ、記載についてを質したところ、財務部長は「現在、他市の状況を調査しているところですよ」と答えました。

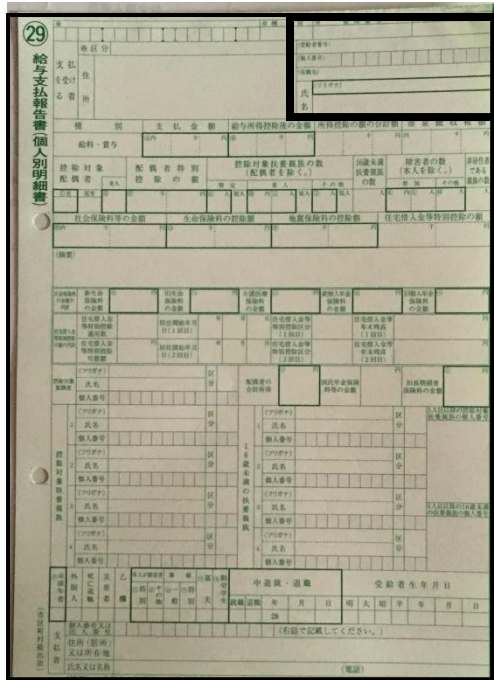
**勤務先に個人番号を提示して
いなくても通知が行くのは
プライバシー権の侵害！**

また、従業員が勤務先への個人番号の提示をしていない場合、本人の承諾を得ないまま個人番号を通知するのは大変問題です。



給与支払い報告書(個人別明細書)
個人番号の記入欄が追加されている

本人に収集する利用目的を通知するのにかつて、財務部長は「個人情報保護法第18条により、事業者は個人情報取扱事業者に該当しますので、利用目的等の通知が義務づけられています」と答えています。ただし、個人情報保護法第2条第3項により、地方公共団体は個人情報取扱事業者から除外されています。



ワンカード化
マイキープラットフォームに参加？

カード一体化システム(ワンカード化)のマイキープラットフォームが今年8月よりマイナンバーと自治体ポイントや公的図書館カードの融合ということで任意参加となっています。総務部長は「現状では国の動向を注視したい」と答えています。国は買い物記録は残さないとしています。情報が蓄積も懸念を抱くところ

買い物記録まで 情報が蓄積される

通知は普通郵便に？

個人番号の記された納付通知書がどのように郵送されるかも問題になります。普通郵便は受け取り人が確認がされず、誤配送があると個人番号が漏洩する危険があるため、通知方法は簡易書留を検討している自治体もあります。毎年、市は普通郵便で送っています

が、「通知カード・個人番号カード交付申請書」は簡易書留で郵送されました。どのように配送するのかについて、財務部長は「その点も含めまして現在、他市の状況を調査しているところです」と答える一方で、誤配送があった場合の管理責任については「仮に誤配送があった場合は責任の所在ですけれども、一義的には郵便物を取り扱った事業者であるというふうに考えています」と、市は責任が無いかなのような答弁でした。